

# 「週休2日工事」試行実施要領

平成28年6月8日  
県土整備部技術企画課

## (趣旨)

第1 この要領は、建設現場における「週休2日」の確保に向けた課題を把握するとともに就労環境改善に向けた意識の醸成を図るために試行する「週休2日工事」の実施手続、その他必要な事項について定めるものとする。

## (用語)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

(1) 「週休2日」とは、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2) 「対象期間」とは、工事開始日から工事完成日までの期間をいう。

なお、準備期間、後片付け期間、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

(3) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(4) 「現場閉所率」とは、対象期間内の現場閉所日数の割合をいう。

(5) 「4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（現場閉所率）が、28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

## (試行の対象)

第3 週休2日工事の試行対象は、県土整備部が発注する全ての工事（港湾工事及び営繕工事は除く）とする。ただし、次のいずれかに該当する工事は対象外とすることができる。

(1) 現場施工が1週間未満の工事

(2) 災害時における応急工事など、週休2日を確保することが困難な工事

2 週休2日工事は、入札公告（指名通知）及び特記仕様書において、週休2日工事の試行対象である旨を記載するものとする。

入札公告（指名通知）例

5 その他の事項

本工事は、週休2日工事の試行対象工事である。

特記仕様書記載例（第1章第〇条に記載するものとする。）

第〇条 休日の確保

本工事は、週休2日工事の試行対象工事である。

試行に当たっては、「『週休2日工事』試行実施要領」に基づき行う。  
試行実施要領は、宮崎県ホームページから入手できる。  
(<http://www.pref.miyazaki.lg.jp/gijutsukikaku/shakaikiban/kokyojigyo/syukyu2kamoderu.html>)

**(実施手続)**

- 第4 受注者は、週休2日工事の実施を希望する場合は、工事着手前に、発注者に協議するものとする。週休2日工事の実施を希望しない場合は、工事着手前に、週休2日工事に取り組まない理由を明らかにした上で、発注者に通知するものとする。
- なお、週休2日工事の実施を希望しない場合は、第2項から第7項までの規定は適用しない。
- 2 受注者は、施工計画書に週休2日を前提とした計画工程表を添付し、発注者に提出するものとする。
- なお、計画工程表には週休2日の対象期間及び現場閉所日を明記し、監督員の確認を受けるものとする。計画工程表を変更する場合も同様とする。
- 3 受注者は、現場閉所日を変更するときは、事前に発注者に協議するものとする。
- なお、降雨、降雪等により予定外の現場閉所を行うときは、その旨を監督員に連絡するものとする。
- 4 受注者は、工事履行報告書に当該月の現場閉所実績（現場閉所日及び日数）を記載した実施工程表等を添付して、発注者に提出するものとする。
- なお、週間工程表や情報共有システムの活用により、現場閉所の状況を共有できる場合には、毎月の確認は不要とする。
- 5 受注者は、工事看板等により週休2日工事に取り組む旨を明示するものとする。
- 6 受注者は、週休2日工事の取組結果について、現場閉所実績が記載された実施工程表等を添付して、発注者に報告するものとする。
- 7 受注者は、工事完了後速やかにアンケート調査に協力するものとする。

(労務費・機械経費(賃料)・間接工事費・市場単価の補正)

第5 週休2日工事の試行を実施し、実際に4週6休以上の達成が確認できた場合、発注者は最終変更契約において、労務費、機械経費(賃料)・間接工事費・市場単価に下表の補正係数を乗じるものとする。

(1) 労務費・機械経費(賃料)・間接工事費の補正

	閉所状況		
	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
現場閉所率(※)	28.5%以上	25%以上 28.5未満	21.4%以上 25%未満
労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費(賃料)	1.04	1.03	1.01
共通仮設費	1.04	1.03	1.02
現場管理費	1.06	1.04	1.03

(2) 市場単価の補正

名称	区分	閉所状況		
		4週8休以上 (28.5%以上)	4週7休以上 4週8休未満 (25%以上 28.5%未満)	4週6休以上 4週7休未満 (21.4%以上 25%未満)
鉄筋工		1.05	1.03	1.01
ガス圧接工		1.04	1.02	1.01
インターロッキング ブロック工	設置	1.02	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1.04	1.03	1.01
	撤去	1.05	1.03	1.01
防護柵設置工 (落石防護柵)		1.02	1.01	1.00

防護柵設置工 (落石防止網)		1.03	1.02	1.01
道路標識設置工	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去・ 移設	1.04	1.03	1.01
道路付属物設置工	設置	1.02	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
法面工		1.02	1.01	1.00
吹付砕工		1.03	1.02	1.01
鉄筋挿入工 (ロックボルト工)		1.03	1.02	1.01
道路植栽工事	植樹	1.05	1.03	1.01
	剪定	1.05	1.03	1.01
公園植栽工		1.05	1.03	1.01
橋梁用伸縮継手装置 設置工		1.02	1.01	1.00
橋梁用埋設型伸縮継 手装置設置工		1.04	1.02	1.01
橋面防水工		1.02	1.01	1.00
薄層カラー舗装工		1.01	1.00	1.00
グルーピング工		1.01	1.01	1.00
軟弱地盤処理工		1.02	1.01	1.00
コンクリート表面処 理工 (ウォータージェッ ト工)		1.01	1.01	1.00

**(留意事項)**

第6 週休2日工事の実施に当たっては、次の各号に留意するとする。

- (1) 受注者が現場閉所日と定めた日において、以下の項目に掲げる作業が発生した場合は、現場閉所日として扱うものとする。
- ア 災害等の緊急時に発注者が作業を要請した場合
  - イ 異常気象時等における安全パトロールの実施や、保守点検等の現場管理上必要な作業を行う場合
  - ウ 現場見学会等、現場を公開する場合
  - エ アからウまでに掲げる場合以外における取扱いについては、受注者・発注者間の協議により決定するものとする。
- (2) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、資料作成を含め現場閉所中の作業が発生するような指示等を行わないこととする。

**(実施証明書の発行)**

第7 週休2日を実施した工事には、達成状況に応じて発注者から受注者に週休2日実施証明書(別記様式1)を発行する。

- 2 実施証明書の発行は、工事成績評定通知時に行う。

附 則

この要領は、平成28年6月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成30年2月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行前に『「週休2日モデル工事」試行実施要領』を適用した工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成30年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行前に『「週休2日工事」試行実施要領（平成30年2月15日施行）』を適用した工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和元年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行前に『「週休2日工事」試行実施要領（平成30年8月1日施行）』を適用した工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行前に『「週休2日工事」試行実施要領（平成元年7月1日施行）』を適用した工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行前に「『週休2日工事』試行実施要領」を適用した工事については、第4及び第6を除き、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年10月1日から施行し、令和3年10月1日以降に予算執行伺を行う工事から適用する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行前に「『週休2日工事』試行実施要領（令和3年5月1日施行）」を適用した工事については、なお従前の例による。